

紀の宝商品券事業 実施要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策として、紀の宝商品券事業を行うことにより、生活の支援と商工業の振興、地域活性化に寄与することを目的とする。

2. 商品券の発行について

【紀の宝商品券給付事業】

- (1) 名 称 紀の宝商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 実施主体 紀宝町とする。但し、取扱事業者の公募、商品券の換金等必要に応じ、紀宝町商工会に委託するものとする。
- (3) 発 行 者 紀宝町
- (4) 配布対象者 紀宝町民（基準日：令和4年4月28日）
- (5) 配布方法 商品券を対象者に郵送にて配布
- (6) 配布額 5,000 円の商品券
- (7) 商品券の額面 1枚当たりの商品券の額面は500円
- (8) 利用期間 令和4年6月1日から令和4年11月30日まで
- (9) 取扱事業者 公募により登録された事業者

【観光誘客促進事業】

- (1) 名 称 紀の宝商品券 ※紀の宝商品券事業と同一の商品券
- (2) 実施主体 紀宝町とする。但し、必要に応じ、紀宝町商工会、道の駅「紀宝町ウミガメ公園」、紀宝町飛雪の滝キャンプ場、ビジネスホテル Aline サンライトに委託するものとする。
- (3) 発 行 者 紀宝町
- (4) 配布対象者 町内宿泊施設利用者
- (5) 配布方法 所定の手続きの上、道の駅「紀宝町ウミガメ公園」、紀宝町飛雪の滝キャンプ場、ビジネスホテル Aline サンライト、紀宝町役場企画調整課で配布
- (6) 配布額 宿泊金額の1/2相当額（上限3,000円/泊・人）
- (7) 商品券の額面 1枚当たりの商品券の額面は500円
- (8) 利用期間 令和4年6月1日から令和4年11月30日まで
- (9) 取扱事業者 公募により登録された事業者

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への公共料金の支払い（税金、電気・水道料金等など）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ、他の補助金等で充当される費用
- (5) 取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ、自社商品の購入等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

4. 取扱加盟店の参加資格

取扱加盟店は小売業、飲食業、サービス業等（個人消費を目的とする業種）を営む下記のいずれかに該当する店舗。

- (1) 町に住民登録のある個人事業主が営む町内の店舗
- (2) 町内に本店を置いている法人が営む町内の店舗
- (3) 紀宝町商工会員で下記のいずれかに該当する店舗

①町内の店舗

②町に住民登録のある個人事業主または町内に本店を置いている法人が営む店舗

ただし、次のアからウに該当する事業者は除くものとする。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- イ 特定の宗教・政治団体に関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者
- ウ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱加盟店の申し込み方法

- (1) 申し込み方法

この実施要領に同意の上「取扱加盟店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、紀宝町役場産業振興課又は紀宝町商工会へ提出すること。

(2) 取扱加盟店申込書兼誓約書の提出先

◎紀宝町役場産業振興課

〒519-5701 紀宝町鶴殿 324 番地

TEL:0735-33-0336 FAX: 0735-32-0727

◎紀宝町商工会

〒519-5713 紀宝町成川 656 番地

TEL: 0735-21-6475 FAX:0735-21-6514

(3) 申し込み期限

令和4年4月15日(金)から令和4年10月31日(月)まで

(5月13日(金)までに申請いただいた店舗については、取扱加盟店一覧チラシ(初版)に反映します。13日以降に申請いただいた店舗については随時一覧チラシに追加します。)

(4) 申し込み後の審査・承認

申し込みのあった事業者は、紀宝町及び紀宝町商工会の審査を経て、取扱加盟店として承認する。

(5) その他

個別の店舗ごとに申込みこと。紀宝町内に複数の店舗があっても店舗ごとに「取扱加盟店申込書兼誓約書」を作成して申込みこと。

6. 換金について

(1) 換金の手続き

取扱加盟店は、紀宝町商工会において使用済商品券(裏に押印等)と「換金依頼書」を提出すること「換金依頼書」は、紀宝町商工会に備え付けている。

(2) 換金に必要なもの

- ① 使用済商品券(裏面の所定欄に登録されている取扱加盟店名を記入、ゴム印可)
- ② 「換金依頼書」

(3) 換金期間

令和4年6月1日(水)から令和4年12月28日(水)までの平日
午前9時から午後5時まで

(4) 換金方法

換金は小切手で支払う。随時換金可能

(5) 換金手数料は、無料。

7. 取扱加盟店における留意点等

- (1) 商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能となる。
- (2) 商品券額面の利用に満たない場合でも、つり銭を出すことはできない。
- (3) 不足分は、現金等で受け取ること。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は、受け取らないこと。
- (5) 取扱加盟店であることが明確になるよう、配布のポスターをわかりやすい場所に掲示すること。
- (6) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を「紀宝町商工会」又は「紀宝町役場産業振興課」に報告すること。
- (7) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱加盟店名を記入することとし、既に取扱加盟店名の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (8) 商品券の交換及び売買は、おこなわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (9) 商品券は自社商品の購買に活用することはできない。
- (10) 商品券の利用を見込んで通常より高い価格を設定するなど、販売事業者側が消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (11) 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達（商品の仕入れ等）に用いることはできない。
- (12) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とする。
- (13) 三重県暴力団排除条例及び紀宝町暴力団排除条例を遵守すること。

8. 取扱加盟店の取り消し等

この実施要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

9. 経済効果の測定

本事業の経済効果測定のため、取扱事業者等に対しアンケート調査を実施する場合がある。

お問い合わせ先	紀宝町役場産業振興課
〒519-5701	紀宝町鶴殿 324 番地
TEL:0735-33-0336	FAX:0735-32-0727